

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月14日

【発行者名】 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
(Western Asset Management Company Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 コートニー A. ホフマン
(Courtney A. Hoffmann)

【本店の所在の場所】 イングランド、EC2A 2EN、ロンドン、プリムローズ・ストリート、
エクスチェンジ・スクエア10
(10 Exchange Square, Primrose Street, London EC2A 2EN,
England)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治
同 金光 由以

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ -
WA トータルリターン・オポチュニティーズ
(Western Asset Offshore Funds - Western Asset Total Return
Opportunities)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

米ドル（毎月）クラス受益証券：40億米ドル（約6,097億6,000万円）を上限とする。

米ドル（年2回）クラス受益証券：40億米ドル（約6,097億6,000万円）を上限とする。

円（毎月）クラス受益証券：4,000億円を上限とする。

円（年2回）クラス受益証券：4,000億円を上限とする。

（注1）各クラスは、それぞれの名称に含まれる通貨をクラス通貨（以下「**クラス通貨**」という。）とするが、表示通貨については、米ドルクラス受益証券はアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）建てとし、円クラス受益証券については日本円建て（以下、個別にまたは総称して「**表示通貨**」という。）とする。

（注2）米ドルの円貨換算は、2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝152.44円による。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月30日に提出した有価証券届出書（2024年12月20日付有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。）（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、ファンドの設立地における英文目論見書が2025年2月14日付で改訂されましたので当該情報を反映するため、また、その他所要の情報更新のため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

_____の部分は訂正箇所を示します。

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

<訂正前>

（前略）

当ファンドの投資目的は、主としてその資産をWA マクロ・オポチュニティーズ オルタナティブス・ファンド・エルティーディー（Western Asset Macro Opportunities Alternatives Fund, Ltd.）（以下「**投資先ファンド**」という。）に投資することにより、長期のトータル・リターンを受益者に提供することを追求することである。投資先ファンドの投資目的は、規律ある運用に基づく、長期的なトータルリターンの最大化である。詳しくは、後記「2 投資方針（1）投資方針」をご参照されたい。

<訂正後>

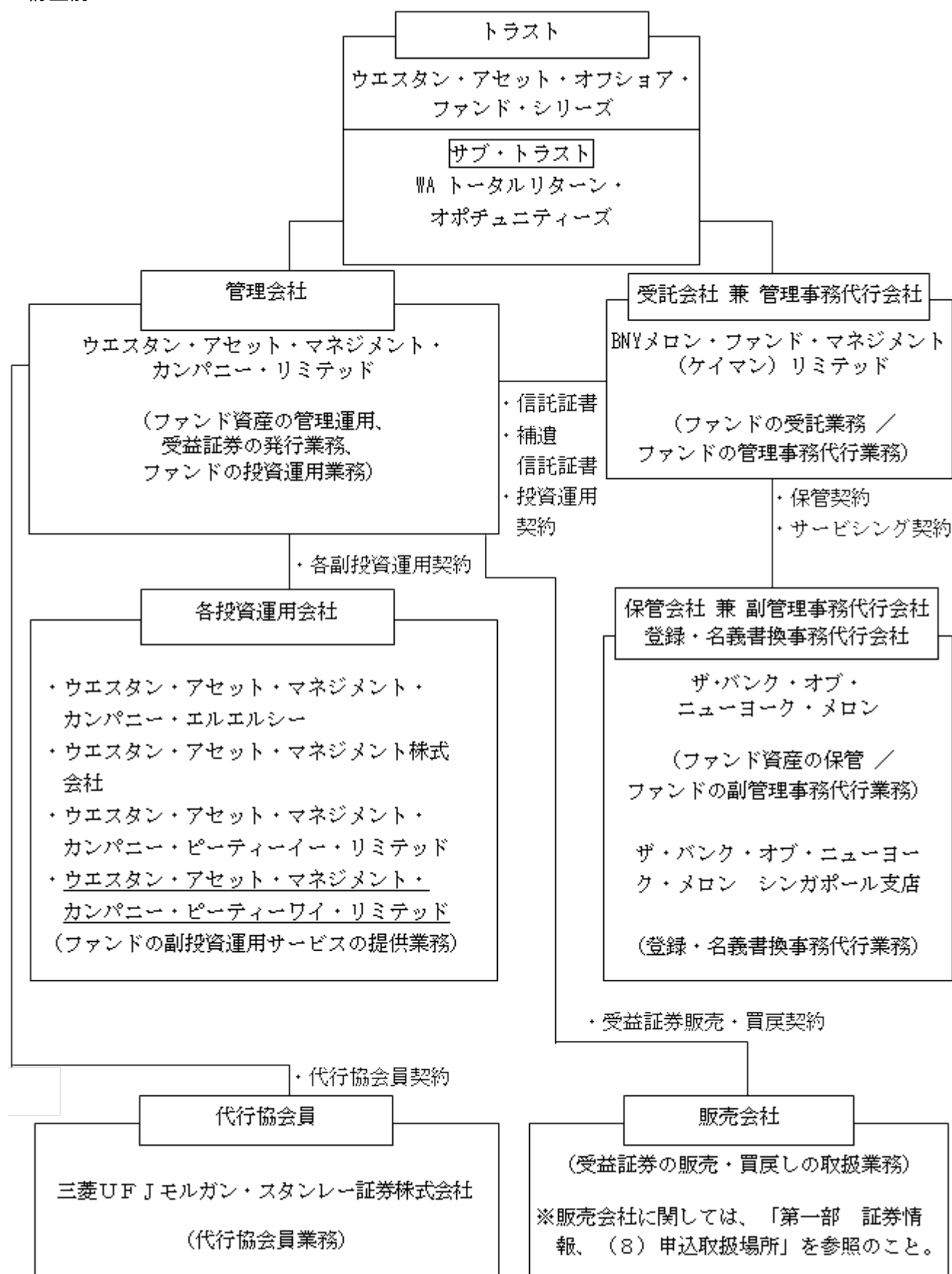
（前略）

当ファンドの投資目的は、主としてその資産をWA ダイナミック・クレジット・オポチュニティーズ・ファンド・エルティーディー（Western Asset Dynamic Credit Opportunities Fund, Ltd.）（以下「**投資先ファンド**」^{（注）}という。）に投資することにより、長期のトータル・リターンを受益者に提供することを追求することである。投資先ファンドの投資目的は、規律ある運用に基づく、長期的なトータルリターンの最大化である。詳しくは、後記「2 投資方針（1）投資方針」をご参照されたい。

（注）投資先ファンドは、2025年2月14日より前はWA マクロ・オポチュニティーズ オルタナティブス・ファンド・エルティーディー（Western Asset Macro Opportunities Alternatives Fund, Ltd.）との名称で異なる投資戦略を追求していた。

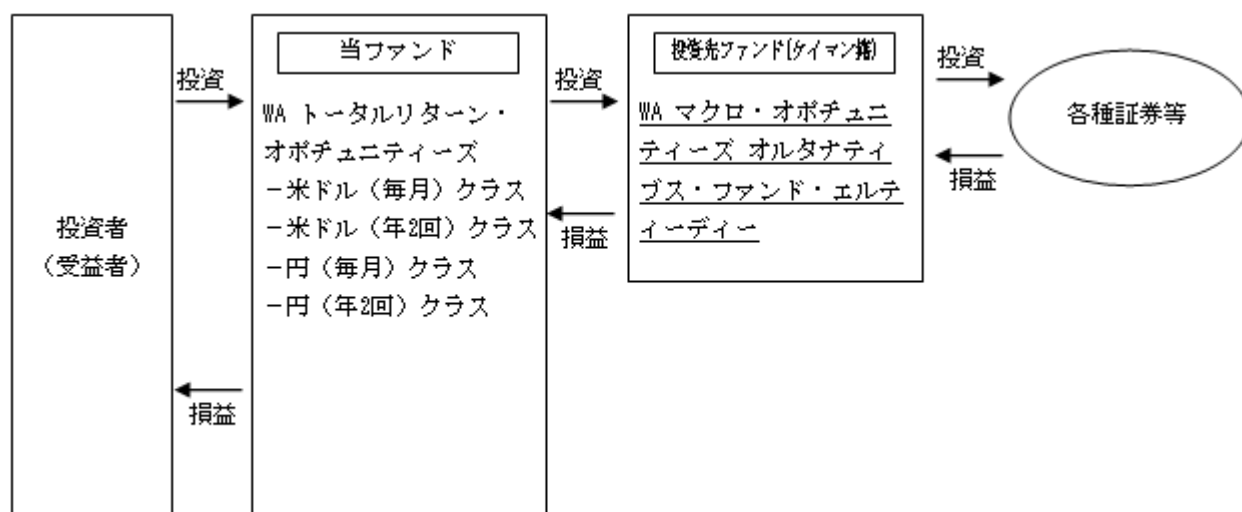
(3) ファンドの仕組み
ファンドの仕組み

< 訂正前 >

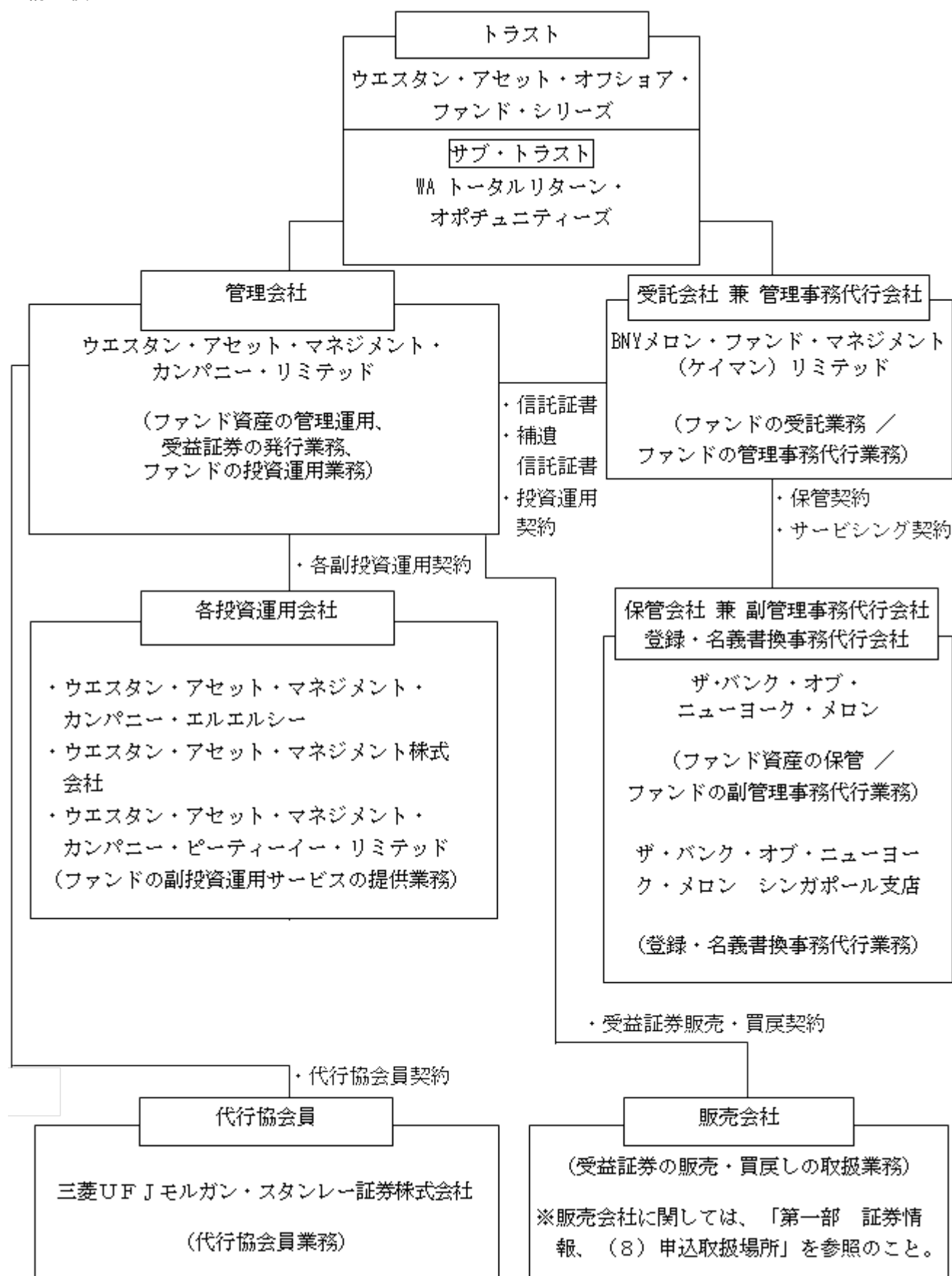


・当ファンドの投資の構造

当ファンドは、そのすべてまたは実質上すべての投資可能な資産を、投資先ファンドの投資証券に投資する。

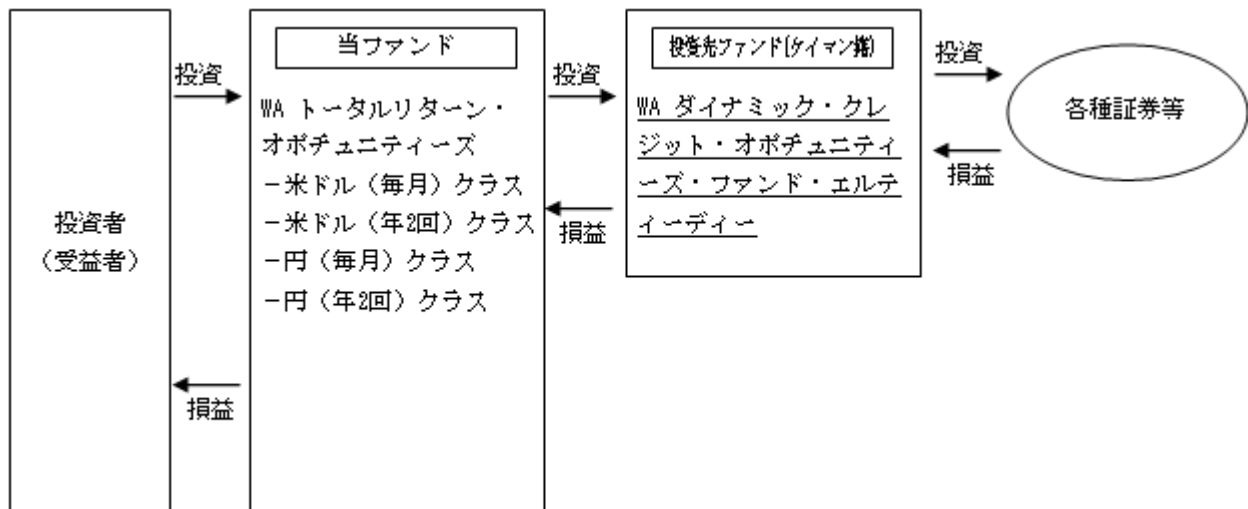


<訂正後>



・当ファンドの投資の構造

当ファンドは、そのすべてまたは実質上すべての投資可能な資産を、投資先ファンドの投資証券に投資する。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

（前略）

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ウエスタン・アセット・マ ネジメント・カンパニー・ エルエルシー (Western Asset Management Company, LLC)	投資運用会社（WAM）	それぞれ、副投資運用契約（注4）（以下総称 して「副投資運用契約」という。）を管理会 社と締結。同契約は、副投資運用業務につい て規定している。 なお、管理会社および各投資運用会社を、個 別にまたは総称して「投資運用会社」とい う。また、本書において、文脈により、投資 先ファンドの投資運用会社を指して、個別に または当ファンドの投資運用会社とあわせて 「投資運用会社」と記載することがある。
ウエスタン・アセット・マ ネジメント株式会社 (Western Asset Management Company Ltd)	投資運用会社（日本）	
ウエスタン・アセット・マ ネジメント・カンパニー・ ピーティーイー・リミテッ ド (Western Asset Management Company Pte. Ltd.)	投資運用会社（シンガ ポール）	
ウエスタン・アセット・マ ネジメント・カンパニー・ ピーティーワイ・リミテッ ド（ACN 117 767 923） (Western Asset Management Company Pty Ltd (ACN 117 767 923))	投資運用会社（オースト ラリア）	
三菱ＵＦＪモルガン・スタ ンレー証券株式会社	代行協会員	2015年8月12日付で代行協会員契約（注5）を 管理会社と締結。 代行協会員契約は、代行協会員業務について 規定している。

（後略）

<訂正後>

(前略)

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ウエスタン・アセット・マ ネジメント・カンパニー・ エルエルシー (Western Asset Management Company, LLC)	投資運用会社(WAM)	それぞれ、副投資運用契約(注4)(以下総称 して「 副投資運用契約 」という。)を管理会 社と締結。同契約は、副投資運用業務につい て規定している。 なお、管理会社および各投資運用会社を、個 別にまたは総称して「 投資運用会社 」とい う。また、本書において、文脈により、投資 先ファンドの投資運用会社を指して、個別に または当ファンドの投資運用会社とあわせて 「投資運用会社」と記載することがある。
ウエスタン・アセット・マ ネジメント株式会社 (Western Asset Management Company Ltd)	投資運用会社(日本)	
ウエスタン・アセット・マ ネジメント・カンパニー・ ピーティーイー・リミテッ ド (Western Asset Management Company Pte. Ltd.)	投資運用会社(シンガ ポール)	
三菱ＵＦＪモルガン・スタ ンレー証券株式会社	代行協会員	2015年8月12日付で代行協会員契約(注5)を 管理会社と締結。 代行協会員契約は、代行協会員業務について 規定している。

(後略)

2 投資方針

（１）投資方針

< 訂正前 >

（前略）

投資方針

通常の市況において、当ファンドは、実質上そのすべての資産（当ファンドが短期投資対象、現金および現金等価物に投資する資産を除く。）を投資先ファンドに投資する。当ファンドは、その費用負担に対応するため、特定の通貨を基準通貨との間で為替取引をすることがある。投資先ファンドは、通常の市況において、以下を組み合わせる主に投資する。(i)米国の連邦、州、地方および市の政府ならびにその機関、代行機関、地方自治体および下位部門により発行または保証される証券、(ii)約束手形、債券（ゼロ・クーポン債を含む。）、転換社債、非転換社債、社債、優先株式、コマーシャル・ペーパー、預金証書、定期預金、レボ契約、リバース・レボ契約およびダラー・ロール等の米国および非米国法人（新興市場発行体^{（注）}を含む。）により発行される証券、(iii)工業セクター、公益セクター、金融セクター、商業銀行セクターまたは銀行持株会社セクターにより発行される銀行引受手形、(iv)モーゲージ証券およびアセットバック証券、ローン担保证券（以下「CLO」といい、一または複数の投資運用会社またはその関連会社によって運用、助言または出資されるCLO（以下「**関連会社CLO**」という。）を含む。）、社債担保证券（以下「CBO」という。）および債務担保证券（以下「CDO」という。）、(v)バンクローン債券、(vi)1933年米国証券法（改正済）（以下「**1933年証券法**」という。）に基づくルール144A証券（以下「**ルール144A証券**」という。）、(vii)コモディティならびに(viii)他の合同運用投資ピークル（いずれかの投資運用会社またはその関連会社に出資、助言、補助助言される合同運用投資ピークルを含む。）の持分。

（注）「**新興市場発行体**」とは、新興市場国に所在する発行体をいう。(i)J.P. Morgan Emerging Market Bond Index Global（以下「**EMBIグローバル・インデックス**」という。）またはJ.P. Morgan Corporate Emerging Market Board Index Broad（以下「**CEMBIブロード・インデックス**」という。）に含まれている場合、または(ii)世界銀行が国民所得の年次分類において低所得または中所得に分類している場合に、当該国を「**新興市場国**」という。

投資先ファンドはまた、国際機関、超国家的法主体^{（注）}および米国以外の国、州、地方および市の政府およびその機関、代行機関、地方自治体および下位部門により発行または保証される米ドルまたはその他の通貨建ての証券（新興市場発行体の証券を含む。）、ならびに非米国為替関連証券、ワラント、オプションおよび先物契約に投資することができる。また、投資先ファンドは、債券先物および金利先物、債券オプション、債券先物オプションおよび金利先物オプション、金利オプション、スワップ、先渡し、スワップ・オプション、先渡しオプション、ならびに商品および商品指数先物、オプションおよびスワップを含むがこれらに限られないその他のデリバティブおよびノンデリバティブ・デリバティブ取引を締結することができる。米ドル建て以外の証券は、通貨ヘッジの有無を問わず保有されることができる。投資先ファンドは、将来の為替レート水準の不確実性に対する保護またはリターンの拡大のために為替取引を行うことができる。ロング・ポジションおよび現物ショート・ポジションのいずれも許容される。

（注）「**超国家的法主体**」とは、国際復興開発銀行（世界銀行）またはアジア開発銀行等の加盟国の経済発展の促進のために、国際条約により2つ以上の中央政府により設立された主体をいう。

また、通常の市況において、投資先ファンドは、以下のとおり分散されるよう努める。(i)投資先ファンドの純資産総額（購入の時点で測定される。）の75%以下は、非米ドル建て証券に投資されることができ、(ii)投資先ファンドの純資産総額（購入の時点で測定される。）の50%以下は、ヘッジされない非米ドル建て証券、非米ドル通貨および非米ドル通貨取引に投資されることができ、(iii)投資先ファンドの純資産総額（購入の時点で測定される。）の50%以下は、購入の時点で投資適格を下回る格付けの発行体の証券（すなわち、（ムーディーズ・インベスターズ・

サービス・インク（以下「**ムーディーズ**」という。）、S&Pグローバル・レーティング（以下「**S&P**」という。）またはフィッチ・レーティングス（以下「**フィッチ**」という。）等の米国内で認められた格付機関によりBaa3またはBBB-より低い格付け証券または関連ある投資運用会社により同等の格付けを決定された証券）に投資されることができ、また(iv)投資先ファンドの純資産総額（購入の時点で測定される。）の50%以下は、新興市場発行体により発行される証券に投資されることができる。本投資制限の目的上、投資先ファンドは、超国家的法主体も新興市場発行体とみなす。上記の制限に基づき、適格投資を下回る格付けの資産は、資産クラスによっては制限されず、高利回り社債、バンクローン証券、新興市場証券、非政府機関系のモーゲージ証券および商業用モーゲージ証券等を含むことがある。

本書に記載される当ファンドおよび投資先ファンドの投資目的、投資方針および投資制限は、当ファンドまたは該当する場合は投資先ファンドにより、受益者の同意を得ることなく、随時変更されることができる。ただし、受益者は、かかる変更の通知が交付される。

投資先ファンドは、米国政府またはG7諸国のいずれか（その機関、代行機関および下位部門を含む。）により発行または保証される証券に無制限に投資することを許容される。ただし、通常の市況において、投資先ファンドの純資産総額（購入の時点で測定される。）の10%以下は、G7諸国以外の単一の連邦、州、地方または市の政府（その機関、代行機関および下位部門を含む。）により発行または保証される証券に投資されることができ、また投資先ファンドの純資産総額（購入の時点で測定される。）の5%以下は、単一の発行体の債務証券に投資されることができる。本項の制限および後記「（5）投資制限、追加的投資制限および勘案事項」に基づき、投資先ファンドは、複数の発行体に投資することができ、時には、少数の発行体の証券に資産を集中させることがある。

通常の市況において、投資先ファンドの加重平均実効デュレーション（先物ポジションを含む。）は、一般に、マイナス5年間からプラス10年間の範囲となることが予想されるが、投資運用会社の裁量において、上記の予想範囲を外れる場合がある。本文脈において、「デュレーション」とは、投資先ファンドの加重平均実効デュレーションの変動が予想される範囲をいう。また、通常の市況において、投資先ファンドは、BBBまたはそれと同等以上の米ドル加重平均信用度を維持する予定である。270日以内の法定最終満期を有する証券に関して、投資運用会社は、最低信用基準を設ける代わりに、基礎となる信用の短期格付けを使用することができる。投資先ファンドは、証券の格付けが購入時の格付けを下回る場合、または証券の格付けが投資先ファンドの証券に関する最低信用基準を下回る場合、必ずしも当該証券を処分するわけではない。ただし、投資運用会社は、当該証券への投資の継続が投資先ファンドの投資目的の達成を促進するか否かを決定するために投資を監視する。

投資運用会社は、投資先ファンドのために証券を購入する際、満期およびデュレーションの全範囲を最大限に利用することができ、投資運用会社による満期およびデュレーションが異なる証券の相対的利回りの評価ならびに将来の金利変動の予想に従って、また、上記の全般的な制限に基づき、投資先ファンドが保有する投資対象の平均満期またはデュレーションを随時調整することができる。分割格付の場合、投資先ファンドは、その投資目的および方針の遵守を判断する際に、最も高い格付けを使用する。

投資先ファンドおよび当ファンドのいずれも、完全な投資プログラムではなく、投資先ファンドおよび当ファンドのいずれも、その投資目的を達成する保証はない。投資者は、本書に記載されるこれらの指針および制限を除けば、投資先ファンドがその投資および取引活動において何ら制限を受けないことに留意すべきである。

ヘッジ戦略

投資先ファンドは、現在、(i)米ドルクラス投資証券（以下「**米ドルクラス投資証券**」という。）、(ii)円クラス投資証券（以下「**円クラス投資証券**」という。）、(iii)円ヘッジクラス参加投資証券（以下「**円ヘッジクラス投資証券**」という。）、(iv)円ヘッジ毎月分配クラス投資証券（以下「**円ヘッジ分配クラス投資証券**」という。）および(v)円アンヘッジ毎月分配クラス投

資証券（以下「**円アンヘッジ分配クラス投資証券**」といい、円ヘッジ分配クラス投資証券、円ヘッジクラス投資証券、円クラス投資証券および米ドルクラス投資証券と合わせて「**投資証券**」と総称する。）の5つの投資証券クラスの募集を行っている。米ドルクラス投資証券は米ドル建てで表示され、円ヘッジ分配クラス、円アンヘッジ分配クラス、円ヘッジクラスおよび円クラスは日本円建てで表示される。投資先ファンドは、現在、円ヘッジ分配クラス、円ヘッジクラスおよび円クラスの日本円に対する米ドル通貨エクスポージャーをヘッジすることを追求する予定である。円アンヘッジ分配クラスはヘッジされない。

当ファンドは、米ドルクラスに関するそのすべてまたは実質上すべての投資可能な資産を、投資先ファンドの米ドルクラス投資証券に投資し、また円クラスに関するそのすべてまたは実質上すべての投資可能な資産を、投資先ファンドの円クラス投資証券に投資する。

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資に関するリスク管理として、また、米ドル（以下、投資先ファンドの「**基準通貨**」という。）と日本円の間で原資産通貨の一部またはすべてのエクスポージャーをヘッジするために、随時、幅広いヘッジ手法およびヘッジ商品を用いることができる。投資先ファンドが通貨リスクをヘッジするために利用する手法に制限はない。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

投資方針

通常の市況において、当ファンドは、実質上そのすべての資産（当ファンドが短期投資対象、現金および現金等価物に投資する資産を除く。）を投資先ファンドに投資する。当ファンドは、その費用負担に対応するため、特定の通貨を基準通貨との間で為替取引をすることがある。投資先ファンドは、通常の市況において、多様な債券のポートフォリオとして投資することを追求し、米国または米国以外の国、州、地方または市の政府ならびにその機関、代行機関、地方自治体、米国以外の地方自治体および下位部門により発行または保証される証券を組み合わせることを追求する。投資先ファンドは、(i)約束手形、債券（ゼロ・クーポン債を含む。）、転換社債、非転換社債、社債、優先株式、マスター・リミテッド・パートナーシップ、不動産投資信託、コマーシャル・ペーパー、預金証書、定期預金、レボ契約、リバース・レボ契約およびダラー・ロール等の米国および米国以外の企業（新興市場発行体（注）を含む。）により発行される証券、(ii)産業セクター、公益セクター、金融セクター、商業銀行セクターまたは銀行持株会社セクターにより発行される銀行引受手形、(iii)ワラント、(iv)モーゲージ証券およびアセットバック証券、(v)国際機関債に投資することができる。また、投資先ファンドは、ローン担保証券（以下「CLO」といい、一または複数の投資運用会社またはその関連会社によって運用、助言または出資されるCLO（以下「**関連会社CLO**」という。）を含む。）、社債担保証券（以下「CBO」という。）および債務担保証券（以下「CDO」という。）、バンクローン、ルール144A証券を含む私募証券および他の合同運用投資ピークル（いずれかの投資運用会社またはその関連会社に出資、助言、補助助言される合同運用投資ピークルを含む。）の持分に投資することができる。さらに、投資先ファンドは、コモディティ、コモディティ指数、上場投資信託および株価指数先物を含む先物、オプションおよびスワップに投資することができる。

（注）「**新興市場発行体**」とは、新興市場国に所在する発行体をいう。(i)J.P. Morgan Emerging Market Bond Index Global（以下「**EMBIグローバル・インデックス**」という。）またはJ.P. Morgan Corporate Emerging Market Bond Index Broad（以下「**CEMBIブロード・インデックス**」という。）に含まれている場合、または(ii)世界銀行が国民所得の年次分類において低所得または中所得に分類している場合に、当該国を「**新興市場国**」という。

投資先ファンドのポートフォリオのデュレーションは通常、0年から10年の範囲となる。投資先ファンドの投資対象には地理的制限または最低信用格付もしくは米ドル加重平均信用格付の制限はない。バンクローンへの投資はポートフォリオの10%までに制限される。

投資先ファンドはあらゆる通貨で証券を保持することができ、それらは米ドル（以下投資先ファンドの「基準通貨」という。）に対してヘッジされることもあればヘッジされないこともある。投資先ファンドは、必須ではないが、将来の為替レート水準の不確実性に対するヘッジまたはインカムリターンの拡大のために為替取引を行うことができる。投資先ファンドは、ロング・ポジションおよびショート・ポジションのいずれもとることができる。

投資先ファンドおよび当ファンドのいずれも、完全な投資プログラムではなく、投資先ファンドおよび当ファンドのいずれも、その投資目的を達成する保証はない。投資者は、本書に記載されるこれらの指針および制限を除けば、投資先ファンドがその投資および取引活動において何ら制限を受けないことに留意すべきである。

ヘッジ戦略

投資先ファンドは、現在、(i)米ドルクラス投資証券（以下「米ドルクラス投資証券」という。）、(ii)円クラス投資証券（以下「円クラス投資証券」という。）、(iii)円ヘッジクラス参加投資証券（以下「円ヘッジクラス投資証券」という。）、(iv)円ヘッジ毎月分配クラス投資証券（以下「円ヘッジ分配クラス投資証券」という。）および(v)円アンヘッジ毎月分配クラス投資証券（以下「円アンヘッジ分配クラス投資証券」といい、円ヘッジ分配クラス投資証券、円ヘッジクラス投資証券、円クラス投資証券および米ドルクラス投資証券と合わせて「投資証券」と総称する。）の5つの投資証券クラスの募集を行っている。米ドルクラス投資証券は米ドル建てで表示され、円ヘッジ分配クラス、円アンヘッジ分配クラス、円ヘッジクラスおよび円クラスは日本円建てで表示される。投資先ファンドは、現在、円ヘッジ分配クラス、円ヘッジクラスおよび円クラスの日本円に対する米ドル通貨エクスポージャーをヘッジすることを追求する予定である。円アンヘッジ分配クラスはヘッジされない。

当ファンドは、米ドルクラスに関するそのすべてまたは実質上すべての投資可能な資産を、投資先ファンドの米ドルクラス投資証券に投資し、また円クラスに関するそのすべてまたは実質上すべての投資可能な資産を、投資先ファンドの円クラス投資証券に投資する。

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資に関するリスク管理として、また、基準通貨と日本円の間の原資産通貨の一部またはすべてのエクスポージャーをヘッジするために、随時、幅広いヘッジ手法およびヘッジ商品を用いることができる。投資先ファンドが通貨リスクをヘッジするために利用する手法に制限はない。

（後略）

3 投資リスク

（３）リスクに関する参考情報

< 訂正前 >

当ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2019年8月～2024年7月の5年間における当ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

米ドル(毎月)クラス



米ドル(年2回)クラス



円(毎月)クラス



円(年2回)クラス



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、当ファンド(表示通貨ベース)と代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。

米ドル(毎月)クラス



米ドル(年2回)クラス



円(毎月)クラス



円(年2回)クラス



出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(後略)

<訂正後>

当ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2019年8月～2024年7月の5年間に於ける当ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

米ドル(毎月)クラス



米ドル(年2回)クラス



円(毎月)クラス



円(年2回)クラス



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、当ファンド(表示通貨ベース)と代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。

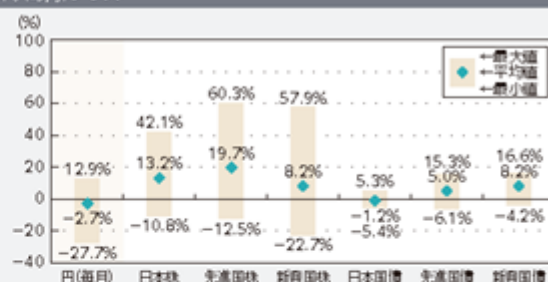
米ドル(毎月)クラス



米ドル(年2回)クラス



円(毎月)クラス



円(年2回)クラス



出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

(後略)

4 手数料等及び税金

（３）管理報酬等

<訂正前>

当ファンドの運用管理費用の合計は、当ファンドの純資産価額に対して年率0.75%となる。これ以外に、投資先ファンドの投資運用報酬年率0.90%（注）が間接的にかかる。

なお、当ファンドの純資産価額により年率は異なる場合がある。

（中略）

（ ）合同運用投資ビークル報酬

当ファンドは、運営費用（保管、会計、管理事務、株主サービス、監査、税務および法務に関する報酬等）のうち、投資先ファンドおよび投資先ファンドが投資する合同運用ビークルが負担する部分を間接的に支払う。また、当ファンドは、投資先ファンドによって負担される投資運用報酬（投資先ファンドの純資産の年率0.90%（注））を間接的に負担する。

（注）投資先ファンドの投資運用報酬は、2025年2月14日以降は年率0.40%に変更になる。

<訂正後>

当ファンドの運用管理費用の合計は、当ファンドの純資産価額に対して年率0.75%となる。これ以外に、投資先ファンドの投資運用報酬年率0.40%が間接的にかかる。

なお、当ファンドの純資産価額により年率は異なる場合がある。

（中略）

（ ）合同運用投資ビークル報酬

当ファンドは、運営費用（保管、会計、管理事務、株主サービス、監査、税務および法務に関する報酬等）のうち、投資先ファンドおよび投資先ファンドが投資する合同運用ビークルが負担する部分を間接的に支払う。また、当ファンドは、投資先ファンドによって負担される投資運用報酬（投資先ファンドの純資産の年率0.40%）を間接的に負担する。

5 運用状況

<訂正前>

当ファンドは、2015年9月11日から運用を開始した。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（中略）

<参考情報>

WA マクロ・オポチュニティーズ オルタナティブス・ファンド・エルティーディー（以下「投資先ファンド」という。）

（2024年10月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	アメリカ合衆国	87,024,693.65	49.82
	ブラジル	17,739,116.01	10.16
	メキシコ	15,111,050.22	8.65
	ポーランド	7,907,931.72	4.53
	オランダ	4,466,656.92	2.56
	アルゼンチン	4,306,064.67	2.47
	カナダ	3,829,077.08	2.19
	コートジボワール	2,425,605.35	1.39
	フランス	2,414,335.69	1.38
	ドミニカ共和国	1,735,000.41	0.99
	コロンビア	1,402,798.05	0.80
	イスラエル	1,391,453.83	0.80
	ケニア	1,038,910.85	0.59
	日本	948,280.40	0.54
	エジプト	668,569.55	0.38
	多国籍	561,449.72	0.32
	リベリア	558,102.42	0.32
	クウェート	503,160.78	0.29
	イギリス	352,476.03	0.20
	スイス	252,744.68	0.14
	ジャマイカ	203,351.00	0.12
	小計	154,840,829.03	88.65
投資法人	アメリカ合衆国	19,171,190.15	10.98
	小計	19,171,190.15	10.98
スワップ	アメリカ合衆国	733,052.88	0.42
	ブラジル	- 55,462.58	- 0.03
	メキシコ	- 535,194.47	- 0.31
	小計	142,395.83	0.08
オプション	アメリカ合衆国	- 1,325,536.30	- 0.76
	小計	- 1,325,536.30	- 0.76
小計		172,828,878.71	98.95
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		1,837,251.85	1.05
合 計 (純資産総額)		174,666,130.56 (約26,836百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（注２）国・地域名はリスク対象国・地域により分類されている。ただし、投資法人については、設立国を記載している。

（後略）

<訂正後>

当ファンドは、2015年9月11日から運用を開始した。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

なお、投資先ファンドは2025年2月14日付で運用戦略を変更している。下記の運用実績は、運用戦略変更前の投資先ファンドに投資した実績を記載している。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（中略）

< 参考情報 >

WA マクロ・オポチュニティーズ オルタナティブス・ファンド・エルティーディー（「投資先ファンド」）

（2024年10月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	アメリカ合衆国	87,024,693.65	49.82
	ブラジル	17,739,116.01	10.16
	メキシコ	15,111,050.22	8.65
	ポーランド	7,907,931.72	4.53
	オランダ	4,466,656.92	2.56
	アルゼンチン	4,306,064.67	2.47
	カナダ	3,829,077.08	2.19
	コートジボワール	2,425,605.35	1.39
	フランス	2,414,335.69	1.38
	ドミニカ共和国	1,735,000.41	0.99
	コロンビア	1,402,798.05	0.80
	イスラエル	1,391,453.83	0.80
	ケニア	1,038,910.85	0.59
	日本	948,280.40	0.54
	エジプト	668,569.55	0.38
	多国籍	561,449.72	0.32
	リベリア	558,102.42	0.32
	クウェート	503,160.78	0.29
	イギリス	352,476.03	0.20
	スイス	252,744.68	0.14
	ジャマイカ	203,351.00	0.12
	小計	154,840,829.03	88.65
投資法人	アメリカ合衆国	19,171,190.15	10.98
	小計	19,171,190.15	10.98
スワップ	アメリカ合衆国	733,052.88	0.42
	ブラジル	- 55,462.58	- 0.03
	メキシコ	- 535,194.47	- 0.31
	小計	142,395.83	0.08
オプション	アメリカ合衆国	- 1,325,536.30	- 0.76
	小計	- 1,325,536.30	- 0.76
小計		172,828,878.71	98.95
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		1,837,251.85	1.05
合 計 (純資産総額)		174,666,130.56 (約26,836百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（注２）国・地域名はリスク対象国・地域により分類されている。ただし、投資法人については、設立国を記載している。

（注３）投資先ファンドの名称は、2025年２月14日付で「WA ダイナミック・クレジット・オポチュニティーズ・ファンド・エ
ルティーディー（Western Asset Dynamic Credit Opportunities Fund, Ltd.）」に変更された。以下同じ。

（後略）

[次へ](#)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売

申込み

<訂正前>

受益証券は、関連するクラスの各取引日に、関連する申込注文が登録・名義書換事務代行会社によって受理された取引日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格で発行される。ただし、当該クラスの受益証券が設定日に一切発行されていない場合または設定日もしくはその後の取引日に発行されたすべての受益証券がすべて買い戻されている場合を除くものとし、かかる場合は、当初発行価格^{（注）}または管理会社が決定するところにより購入が行われるものとする。かかる受益証券1口当たり純資産価格は、関連する取引日に計算される。

（注）当初発行価格は、米ドルクラスについて1口当たり10.00米ドル、円クラスについて、1口当たり10,000円である（以下、それぞれを「**当初発行価格**」という。）。

（後略）

<訂正後>

受益証券は、関連するクラスの各取引日に、関連する申込注文が登録・名義書換事務代行会社によって受理された取引日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格で発行される。ただし、当該クラスの受益証券が一切発行されていない場合または発行されたすべての受益証券がすべて買い戻されている場合を除くものとし、かかる場合は、当初発行価格^{（注）}または管理会社が決定するところにより購入が行われるものとする。かかる受益証券1口当たり純資産価格は、関連する取引日に計算される。

（注）当初発行価格は、米ドルクラスについて1口当たり10.00米ドル、円クラスについて、1口当たり10,000円である（以下、それぞれを「**当初発行価格**」という。）。

（後略）

3 資産管理等の概要

（1）資産の評価

純資産価額の計算

<訂正前>

あるクラスの設定日後、当該クラスの受益証券1口当たりの純資産価額および受益証券1口当たりの発行価格は、各クラスに関して当該クラスに帰属する当ファンドの総資産の価格を決定し、当該価格から当該クラスに帰属する負債を控除し、その額を当該クラスの発行済受益証券の総数で除すことにより、各営業日の営業終了時（または受託会社が定めるその他の時点）の当該クラスの表示通貨で、副管理事務代行会社により計算されるものとする。あるクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラスの表示通貨における適宜の単位まで計算されるものとする。受託会社は、一定の限られた場合に、当ファンドの純資産価額の計算を停止することができる。

（後略）

<訂正後>

あるクラスの受益証券1口当たりの純資産価額および受益証券1口当たりの発行価格は、各クラスに関して当該クラスに帰属する当ファンドの総資産の価格を決定し、当該価格から当該クラスに帰属する負債を控除し、その額を当該クラスの発行済受益証券の総数で除すことにより、各営業日の営業終了時（または受託会社が定めるその他の時点）の当該クラスの表示通貨で、副管理事務代行会社により計算されるものとする。あるクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、

当該クラスの表示通貨における適宜の単位まで計算されるものとする。受託会社は、一定の限られた場合に、当ファンドの純資産価額の計算を停止することができる。

（後略）

4 受益者の権利等

（３）本邦における代理人

<訂正前>

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （ ）管理会社または当ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
 - （ ）日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限
- を委任されている。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

<訂正後>

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （ ）管理会社または当ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
 - （ ）日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限
- を委任されている。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

[次へ](#)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

（5）ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド（Western Asset Management Company Pte. Ltd.）（「投資運用会社（シンガポール）」）

（中略）

（6）ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド（Western Asset Management Company Pty Ltd（ACN 117 767 923））（「投資運用会社（オーストラリア）」）

（イ）資本金の額

2024年7月末日現在、18,500,769豪ドル（約18億円）

（注）豪ドルの円貨換算は、2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝99.65円）による。

（ロ）事業の内容

投資運用会社（オーストラリア）は、オーストラリアの2001年会社法法律に基づく登記された会社として設立されている。投資運用会社（オーストラリア）は、オーストラリアの規制に基づき投資運用を務めている。

2024年6月末日現在、投資運用会社（オーストラリア）は、約130億米ドルの資産を運用している。

（7）三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「販売会社」兼「代行協会員」）

（中略）

（8）マネックス証券株式会社（「販売会社」）

（後略）

<訂正後>

（前略）

（5）ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド（Western Asset Management Company Pte. Ltd.）（「投資運用会社（シンガポール）」）

（中略）

（6）三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「販売会社」兼「代行協会員」）

（中略）

（7）マネックス証券株式会社（「販売会社」）

（後略）

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

（5）ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド（「**投資運用会社（シンガポール）**」）

（中略）

（6）ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド（「投資運用会社（オーストラリア）」）

副投資運用契約に基づき、投資運用会社（オーストラリア）は、一般に、オーストラリアの発行体の証券およびオーストラリアへの直接または間接のエクスポージャーを有するその他の投資対象に関する助言を管理会社に提供することが期待される。投資運用会社（オーストラリア）は、2001年会社法に基づき登録されるオーストラリアの会社である。投資運用会社（オーストラリア）は、オーストラリアの規制に基づき投資運用を務めている。

（7）三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「**販売会社**」兼「**代行協会員**」）

（中略）

（8）マネックス証券株式会社（「**販売会社**」）

（後略）

<訂正後>

（前略）

（5）ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド（「**投資運用会社（シンガポール）**」）

（中略）

（6）三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「**販売会社**」兼「**代行協会員**」）

（中略）

（7）マネックス証券株式会社（「**販売会社**」）

（後略）

3 資本関係

<訂正前>

管理会社、投資運用会社（WAM）、投資運用会社（日本）、投資運用会社（シンガポール）および投資運用会社（オーストラリア）は、フランクリン・リソース・インク（米国の金融サービス持株会社で、自らの完全子会社を通じて投資顧問、投資銀行業務、信託ならびにその他の金融サービスを提供する。）によるその共同支配および所有により、関連会社である。

（後略）

<訂正後>

管理会社、投資運用会社（WAM）、投資運用会社（日本）および投資運用会社（シンガポール）は、フランクリン・リソース・インク（米国の金融サービス持株会社で、自らの完全子会社を通じて投資顧問、投資銀行業務、信託ならびにその他の金融サービスを提供する。）によるその共同支配および所有により、関連会社である。

（後略）